

告示

埼玉県告示第四百三三号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による指定介護機関（同条第二項及び中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第二項の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなされた介護機関を含む。）から、次のとおり廃止の届出があった。

令和元年八月三十日

埼玉県知事 上田清司

名称	深谷中央病院	
所在地	○深谷市原郷五〇	
サービスの種類	訪問看護	訪問リハビリテーション
	居宅療養管理指導	介護予防訪問看護
	介護予防居宅療養管理指導	居宅療養管理指導
	居宅療養管理指導	介護予防居宅療養管理指導
廃止年月日	平成二十二年五月三十一日	
	平成三十一年一月四日	
	山岡内科小児科	
	鶴ヶ島市上広谷 四一―二―二八	

<p>富家病院 デイケア センター</p>	<p>佐藤接骨院 リハビリ サービス</p>		
<p>ふじみ野市 一九七 亀久保二</p>	<p>鴻巣市東一 四 一―二―二</p>		
<p>介護予防 通所リハ ビリテー ション</p>	<p>通所リハ ビリテー ション</p>	<p>介護予防 通所介護</p>	<p>通所介護</p>
<p>平成二十七年 五月三十一日</p>	<p>平成二十八年 三月三十一日</p>		